

議案第 6 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成24年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県認定子ども園の認定の要件に関する条例」に対する意見

議案「沖縄県認定子ども園の認定の要件に関する条例」については、異議ありません。



福青第3368号
平成24年2月7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。



条例案の概要の説明

部課名 福祉保健部青少年・児童家庭課

1 件名

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成19年沖縄県条例第11号）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に規定する認定こども園の認定の基準に関し必要な事項を定めている。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、法の一部が改正され、これまで法で規定していた認定こども園の認定の要件については、法に掲げる基準に従い、条例で定めることとされた。
- (3) なお、改正の内容が広範囲にわたることから、沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例の全部を改正することとする。

3 改正案の概要

- (1) 条例の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 用語の定義について定める。（第2条）
- (3) 認定こども園の類型について定める。（第3条関係）
- (4) 認定こども園の認定の要件について定める。（第4条及び第5条）
- (5) 規則への委任について定める。（第6条）
- (6) 施行日は、平成24年4月1日とする。（附則）

4 根拠法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年

法律第77号) 第3条第2項及び第4項

5 関係各課との調整状況

財政課及び教育庁義務教育課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成19年沖縄県条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する認定こども園の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（認定こども園の類型）

第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第3条第4項第1号イに該当するもの

イ 法第3条第4項第1号ロに該当するもの

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第2項第1号に該当するもの

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 法第3条第4項第1号イに該当するもの

(イ) 法第3条第4項第1号ロに該当するもの

(3) 保育所型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するもののうち、当該施設が保育所であるものをいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するもののうち、当該施設

が認可外保育施設であるものをいう。

(法第3条第1項の条例で定める要件)

第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
- (2) 施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(法第3条第3項の条例で定める要件)

第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。
 - ア 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (2) 子育て支援事業のうち、幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第4条、第5条関係)

施設の設定及び運営に関する基準

第1 職員配置

- 1 認定こども園には、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。) おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。) おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。
- 2 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならないこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが

困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。

- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とするができること。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなければならないこと。

第3 施設設備

- 1 法第3条第3項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこと。
 - (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積（2学級以上にあつては、同表の右欄に掲げる式により算定した面積）以上でなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、4本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、4本文及び8）に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

学級数	面積
1学級	180平方メートル

2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル
--------	--

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないこと。

4 3の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならないこと。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が2本文に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

5 3の屋外遊戯場の面積は、次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たさなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて(1)に掲げる基準を満たすときは(2)に掲げる基準を満たすことを要せず、又は既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて(2)に掲げる基準を満たすときは(1)に掲げる基準を満たすことを要しないこと。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式により算定した面積に満2歳以上満3歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートルを加えた面積以上であること。

学級数	面積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

6 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、3の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができること。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 5に規定する基準を満たす場所であること。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、3の規定にかかわらず、3に規定する調理室を設けて行うことに代えて、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

8 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、3の規定により設けるものとされる施設設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならないこと。この場合において、乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならないこと。

第4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 教育及び保育の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意事項

(6) 小学校教育との連携

第5 保育者の資質向上等

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないこと。

第6 子育て支援事業

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

第7 管理運営等

- 1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならないこと。この場合において、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園のうち第3条第2号イに掲げるものについては、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設の長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができること。
- 2 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならないこと。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならないこと。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。この場合において、県及び市町村との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならないこと。
- 6 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、園内において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができ

るよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならないこと。

7 認定こども園は、自己評価並びに保護者及び地域の住民等によって行われる評価において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならないこと。

8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、認定こども園の認定の要件を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例 (平成19年沖縄県条例第11号) 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する認定こども園の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(認定こども園の種類)</p> <p>第3条 認定こども園の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれに供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 法第3条第4項第1号イに該当するもの</p> <p>イ 法第3条第4項第1号ロに該当するもの</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 法第3条第2項第1号に該当するもの</p> <p>イ 幼稚園及び認可外保育施設（昭和22年法律第164号）第59条第1</p>	<p><u>沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第8条第1項第4号及び第2項第3号に規定する認定こども園の認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(認定こども園の種類)</p> <p>第3条 認定こども園の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれに供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うい、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園</p> <p>イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法 第59条第1</p>

項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものという。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(7) 法第8条第4項第1号イに該当するもの

(1) 法第3条第4項第1号ロに該当するもの

(3) 保育所型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するものうち、当該施設が保育所であるものをいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するものうち、当該施設が認可外保育施設であるものをいう。

(法第3条第1項の条例で定める要件)

第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 施設が幼稚園である場合であっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する必要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需

項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものという。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

(7) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第28条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(1) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(施設の設備及び運営に関する基準)

第4条 施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(法第3条第3項の条例で定める要件)

第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 幼保連携施設を構成する保育所等に入室していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第4条、第5条関係)

別表 (第4条関係)

施設の設備及び運営に関する基準

第1 職員配置

- 1 認定こども園には、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)、おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)、おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこ

と。

- 2 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子ども数は、35人以下を原則とすること。

第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子ども数の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子ども数の保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならぬこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子ども数の長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならぬこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とすることができること。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなければならないこと。

第3 施設設備

- 1 法第3条第2項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす

第3 施設設備

- 1 法第3条第3項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす

場合は、この限りでないこと。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

場合は、この限りでないこと。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定子ども園の園舎の面積（満3歳に満たない子ども1人につき1.98平方メートル以上、満2歳以上満3歳に満たない子ども1人につき1.98平方メートル以上）は、次の表の左欄に掲げる乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の右欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積（2学級以上においては、同表の右欄に掲げる式により算定した面積）以上でなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合であって、4本文（満2歳に満たない子ども1人につき1.98平方メートル以上）に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 3 認定子ども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないこと。
- 4 3の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならないこと。ただし、満3歳以上の子どもについても、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳に満たない子ども1人につき1.98平方メートル以上）に規定する基準を満たさない子ども1人につき1.98平方メートル以上の保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子ども1人につき1.98平方メートル以上の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が2本文に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。
- 5 3の屋外遊戯場の面積は、次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たさなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園若しくは地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合であって(1)に掲げる

基準を満たすときは(2)に掲げる基準を満たすことを要せず、又は既存の施設が
 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども
 園の認定を受ける場合であって(2)に掲げる基準を満たすときは(1)に掲げる基
 準を満たすことを要しないこと。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式によ
 り算定した面積に満2歳以上満8歳に満たない子ども1人につき3.3平方メー
 トルを加えた面積以上であること。

学級数	面積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

6 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども
 園にあつては、3の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべ
 てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代
 えることができること。

(1) 子どもが安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 5に規定する基準を満たす場所であること。

7 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども
 園にあつては

____、規則で定める要件を満たす場合
 に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供につい
 て、3の規定にかかわらず、3に規定する調理室を設けて行うことに代えて、
 当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができること。この
 場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法による
 こととしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加
 熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

8 認定こども園において満2歳に満たない子ども1人の保育を行う場合には、3の

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもにも食事を提供するときは、当該
 認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳
 以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合
 に限り

一、3の規定にかかわらず、3に規定する調理室を設けて行うことに代えて、
 当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができること。この
 場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法による
 こととしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加
 熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

規定により設けるものとされる施設設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならぬこと。この場合において、乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならないこと。

第4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 教育及び保育の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意事項
- (6) 小学校教育との連携

第5 保育者の資質向上等

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないこと。

第6 子育て支援事業

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

第7 管理運営等

- 1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならないこと。この場合において、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園のうち第3条第2号イに掲げるものについては、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設の長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができること。
- 2 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し

て認定こども園の長が定めなければならないこと。

- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならないこと。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。この場合において、県及び市町村との連携を図り、これらの子どもの受入に適切に配慮しなければならないこと。
- 6 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもたちの健康及び安全を確保する体制を整え、ととにも、園内において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならないこと。
- 7 認定こども園は、自己評価並びに保護者及び地域の住民等によって行われる評価において子どもたちの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならないこと。

8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(注) 条例の改正規定に係る部分の斜照箇所アンダーラインを引くこと。